

**上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョン変更素案について****1. 「簡易水道の共同利用の研究・検討」に関する内容変更**

- ① 十和田市十和田湖畔地区簡易水道施設と小坂町休平地区水道施設を接続し、十和田市から小坂町へ県境を越えて水道水を送水することについて、平成 25 年度から研究・検討を進めている。
- ② 今後、所定の手続きを踏まえながら、事業化に向けた取組を進めていくため共生ビジョンの記載内容を変更する。

※ 共生ビジョンの変更素案は、**資料 5-1**のとおり。

**2. 「消費生活相談事業」に関する追加変更**

- ① 平成 27 年 4 月から、圏域 10 市町村のうち、おいらせ町及び小坂町を除く 8 市町村において、消費生活相談事務を十和田市又は三沢市が設置する消費生活センターに集約する。
- ② 平成 26 年 9 月に、関係市町村による定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結し、「消費生活相談事業」を定住自立圏の事業として位置付けている。
- ③ これに伴い、共生ビジョンに「消費生活相談事業」に係る取組内容を新たに記載する。

※ 消費生活相談事業の概要は、**資料 5-2**のとおり。

※ 共生ビジョンの変更素案は、**資料 5-3**のとおり。